

一．土地調書・物件調書

土地調書・物件調書は、収用・使用の対象となる土地・物件の内容、権利関係等について、収用委員会の審理に先立ち、起業者が作成するもので、土地調書は土地の収用又は使用の裁決申請書と共に、物件調書は明渡裁決の申立書と共に提出が必要な書類となる。

二．土地調書・物件調書の内容

土地調書・物件調書には、収用・使用の対象となる土地・物件について、

- 1．土地・物件の所在及び所有者の氏名、住所
- 2．収用・使用しようとする土地の面積
- 3．物件の種類、数量
- 4．土地・物件に関して権利を有する関係人の氏名・住所及びその権利の種類・内容等を記載して、実測平面図を添付する。

三．土地調書・物件調書の作成方法

1．土地・物件調査権（法第35条）

事業認定の告示があった後は、起業者は、土地調書・物件調書の作成のため土地・工作物に立入り測量し、又は、調査することができる。

2．通常の作成方法（法第36条）

起業者が作成し、署名押印した土地調書・物件調書に、土地所有者等が、その調書に直接署名押印して作成する。土地所有者等は、署名押印の際、その調書に異議を付すること

ができる。土地所有者等が、署名押印を拒否した場合は、市町村長が吏員を立ち会わせ、署名押印させることができる。

3. 縦覧方式による作成（法第36条の2）
一筆の土地、又は、一筆の土地にある物件に、補償金の見積額が1万円以下の権利者が、百人以上存在する土地・物件については、起業者が作成し、署名押印した土地調書・物件調書を、地元市町村において1か月縦覧（土地所有者等には起業者から、その旨、個別通知）し、土地所有者等から異議申出書が提出された場合は、それを土地調書・物件調書に添付すること、作成することができる。

四. 土地調書・物件調書の効力

収用委員会審理において、起業者が土地調書・物件調書の内容に即した主張しかできないことは無論、土地所有者等も、土地調書・物件調書の記載事項に誤りがあることを立証する以外、付した異議の範囲内でしか意見を述べることができない。

収用委員会は、付した異議の部分を除き、土地調書・物件調書に記載されている内容、権利関係を前提に、裁決してよいこととなる。

（20字×30行＝600字／頁）

（※事務局において誤字等一部修正）